



東北管内から 行政相談委員 10 人 が 令和8年度 総務大臣表彰 を受賞 －宮城県内から3人が受賞－

国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をされ、業績が特に顕著で他の模範となる行政相談委員を総務大臣が表彰します。

東北6県の受賞者（10人）は次のとおりです。宮城県内3人の詳細は、別紙をご参照ください。

（敬称略、五十音順）

- | | | |
|-----------------------|-------------|-------------|
| 【宮城県（東北管区行政評価局）】 | 鈴川 眞子（仙台市） | 高橋 和江（仙台市） |
| | 舘田 秋雄（石巻市） | |
| 【青森県（青森行政監視行政相談センター）】 | 佐々木富雄（つがる市） | 清水 純子（青森市） |
| 【岩手県（岩手行政監視行政相談センター）】 | 越田由美子（大槌町） | 佐藤 弘（花巻市） |
| 【秋田県（秋田行政監視行政相談センター）】 | 川崎 茂（湯沢市） | 木内 利雄（にかほ市） |
| 【福島県（福島行政監視行政相談センター）】 | 齋藤 美和（伊達市） | |

【表彰式】

と き：令和8年10月5日（月） 午前10時～

ところ：京王プラザホテル（東京都新宿区）



行政相談マスコット
キクーン

（本件照会先）

東北管区行政評価局 総務行政相談部
行政相談課 藤村、絹野

総務省行政相談センター

まぐみみ宮城

電話：022-262-7839

すずかわ まさこ
鈴木 眞子 行政相談委員（仙台市担当）



年 齢 72 歳

委嘱年月 平成 25 年 4 月（委嘱期間：13 年 5 か月）

表 彰 歴 東北管区行政評価局長表彰（令和 2 年 5 月）

活 動

- 毎月 2 回、仙台市若林区役所において、輪番制で定例相談所を開設しているほか、行政相談月間中には、区民祭りにおける行政相談パネル展・無料相談会の開催を主導
- 子育て世代を対象とした児童館での行政相談懇談会の開催や小学校での出前教室など、行政相談制度の周知広報活動を積極的に展開。また、当局が東日本大震災被災者支援の一環として開催した災害公営住宅における行政相談懇談会において相談対応に当たるなどの支援活動を実施

対応した相談事例 「高齢で一人暮らしのため、市の緊急通報システムの設置を希望しているが、他県在住の親戚から緊急連絡先の登録を断られ設置できなかった。普段お世話になっている地域包括支援センター等を連絡先とすることはできないか。」との相談を受け、関係機関に対応を依頼。親族が地域包括支援センターに連絡先を通知することを条件として同システムの設置が可能となった例があったことから、相談者も同様の方法により同システムを設置することができた。

たかはし かずえ
高橋 和江 行政相談委員（仙台市担当）



年 齢 72 歳

委嘱年月 平成 27 年 4 月（委嘱期間：11 年 5 か月）

表 彰 歴 東北管区行政評価局長表彰（令和 6 年 5 月）

活 動

- 毎月 2 回、仙台市泉区役所において、輪番制で定例相談所を開設しているほか、近隣市民センター運営団体の要望を踏まえ、令和 4 年度から同センターにおいて、毎月 1 回、巡回相談所を新たに開設
- 行政相談月間中には、泉区役所や市民センター祭りにおける行政相談パネル展・無料相談所の開催を主導。また、商業施設での市民向け講座における「行政相談」をテーマにした講座の開催や、小学校出前教室の実施などを通じて、行政相談制度の周知広報活動を積極的に展開

対応した相談事例 「区役所のフロア案内表示が壁側の暗いところに設置されており、記載されている文字も小さく、読みにくいので改善してほしい。」との相談を受け、委員が関係機関に対応を依頼したところ、床面への案内表示の追加や、案内表示の設置箇所の見直しなどの対策が講じられ、案内表示の視認性が向上した。

たてだ あき お
館田 秋雄 行政相談委員（石巻市担当）



年 齢 78 歳

委嘱年月 平成 23 年 4 月（委嘱期間：15 年 5 か月）

表 彰 歴 東北管区行政評価局長表彰（令和 3 年 5 月）

- 活 動
- 石巻市河北総合支所において定例相談所を隔月で開設
 - 自らが被災しながらも、当局が開設した東日本大震災被災者支援の特別行政相談所に参加して被災者の相談対応に当たるなどの支援活動を精力的に実施
 - 令和 3 年度から 6 年度までの 4 年間、宮城行政相談委員協議会理事となり、県内の委員のリーダーの一人として活躍

対応した
相談事例

「急な坂道となっている生活道路が、冬季間、雪や雨で路面が凍結しており歩行時に危険を感じるので、対策をしてほしい。」との相談を受け、委員が現地確認の上、関係機関に対応を依頼。その結果、融雪剤と滑り止め砂を収納した箱が設置されるとともに、地域住民に対して融雪剤等の使用方法が説明された。



◆ 行政相談とは？

行政相談は、国の行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度及び運営の改善にいかす仕組みです。

◆ 行政相談委員とは？

行政相談委員は、**総務大臣が委嘱した民間有識者**で、全国に約5,000人（各市町村に1人以上、宮城県内では99人）配置されています。

国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する通知などを**ボランティア**として行っており、行政相談制度の広報活動も行っています。

◆ ご相談はこちら

行政相談は、以下により電話、対面、郵便、FAX、インターネットで受け付けています。



総務省行政相談センター

まくみみ宮城



〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第2 合同庁舎 11 階

（担当）東北管区行政評価局 首席行政相談官室

行政苦情 110 番 **0 5 7 0 - 0 9 0 1 1 0**



行政困りごと相談所（藤崎デパート一番町館 6 階）

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 3-4-1

☎ **0 2 2 - 2 6 3 - 6 2 0 1**



行政相談委員による行政相談所（定例相談所）

東北管区行政評価局ウェブサイトや、
市町村広報誌をご確認ください。

